

平成30年 7 月12日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社SKIYAKI
代表取締役社長 宮瀬 卓也

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成30年6月12日開催の取締役会において、平成30年8月1日(水曜日)付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成30年7月31日(火曜日)と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年8月1日(水曜日)付をもって、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を29,360,000株増加して、36,700,000株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成30年8月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
2. 平成30年8月1日(水曜日)付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記載されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。